

地域活性化のための一元的な事務体制に関する規則

平成19年10月9日
内閣総理大臣決定
平成20年2月22日
一部改正
平成23年8月1日
一部改正
平成24年5月25日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 内閣官房に、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部及び総合特別区域推進本部に係る事務を一元的に処理するため、事務体制を設けることとし、地域活性化統合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(組織)

第2条 事務局に、事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官その他所要の局員を置く。

- 2 事務局長は、局務を掌理する。
- 3 事務局長代理は、事務局長の事務を代理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。
- 5 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 6 企画官は、命を受けて、専門的事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 7 事務局長、事務局長代理、事務局次長、参事官、企画官及び局員は、非常勤とすることができる。
- 8 事務局に、地方連絡室を置く。

(産業遺産の世界遺産登録推進室)

第3条 事務局に、稼働中の資産を含む産業遺産についての世界遺産登録の推進に係る政府の施策の一体性の確保のために必要な総合調整に関する事務を処理するため、産業遺産の世界遺産登録推進室（以下「推進室」という。）を置く。

- 2 推進室に、室長を置く。
- 3 室長は、事務局長をもって充てる。

- 4 室長は、推進室の事務を掌理する。
- 5 推進室には、事務局長が指名する事務局次長、参事官、企画官及び局員が所属する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、事務局の内部組織に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月9日から実施する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 都市再生のための事務体制に関する規則（平成13年5月8日内閣総理大臣決定）
 - 二 構造改革特区推進室の設置に関する規則（平成14年7月3日内閣総理大臣決定）
 - 三 地域再生推進室の設置に関する規則（平成15年10月23日内閣総理大臣決定）
 - 四 中心市街地活性化のための事務体制に関する規則（平成18年8月2日内閣総理大臣決定）

附 則

この規則は、平成20年2月22日から実施する。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成24年5月25日から実施する。